

平成28年度税制改正に伴う対象設備の変更

平成27年度までの対象設備

別表	対象設備	機械その他の減価償却資産
1	太陽光発電設備	太陽光発電設備(10kW以上の認定設備)
2	風力発電設備	風力発電設備(1万kW以上の認定設備)
3	新エネルギー利用設備等	中小水力発電設備 水熱利用設備 河川水及び海水を利用するもの 下水を利用するもの(取水型) 雪氷熱利用設備 バイオマス利用装置 紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー リグニン燃焼ボイラー バイオマス利用メタンガス製造装置 バイオマスエタノール製造装置 下水汚泥固形燃料貯蔵設備
4	二酸化炭素排出抑制設備等	コンバインドサイクル発電ガスタービン プラグインハイブリッド自動車 エネルギー回生型ハイブリッド自動車 電気自動車 電気自動車専用急速充電設備 高効率型電動熱源機 定置用蓄電設備
5	エネルギー使用制御設備	可変風量制御装置 等



平成28年度以降の対象設備

別表	対象設備	機械その他の減価償却資産
1	新エネルギー利用設備等	太陽光発電設備(10kW以上の認定外設備) 風力発電設備(1万kW以上) 中小水力発電設備 地熱発電設備(1000kW以上) 下水熱利用設備(管内設置型) バイオマス利用装置 木質バイオマス発電設備(2万kW未満) 木質バイオマス熱供給設備(160GJ/h未満) バイオマス利用メタンガス製造装置 バイオマスエタノール製造装置 下水汚泥固形燃料貯蔵設備
2	二酸化炭素排出抑制設備等	コンバインドサイクル発電ガスタービン プラグインハイブリッド自動車 エネルギー回生型ハイブリッド自動車 電気自動車

※平成28年度以降、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車については、特別償却のみ適用可能